

町内会・自治会 ハンドブック

町内会・自治会は
地域の人々を支えています。



東海市市民協働課

令和6年(2024年)4月1日

目次

1	はじめに	1
2	町内会・自治会について	2
3	町内会・自治会が抱えている課題	6
4	町内会・自治会加入の進め方	7
5	町内会・自治会に加入するメリット	9
6	町内会・自治会活動Q & A	10
7	アパート等居住者からよくある質問と回答例	13
別紙1	あいさつ状（新規転入された皆さんへ）	14
別紙2	あいさつ状（地域にお住まいの皆さんへ）	15
別紙3	町内会加入のご案内	16
別紙4	町内会・自治会、子ども会についてのご案内	18
別紙5	町内会・自治会、子ども会加入申込書	19

※ 別紙1～5が必要な場合は、市民協働課で必要部数を印刷しますので、お知らせください。

1 はじめに

昔は、隣近所で互いに支え合い、助け合っていくことがごく普通のことでしたが、最近では、隣に住んでいる人のこともわからない、いざという時に助けてくれる人が近くにいないなど、地域の人間関係が希薄になってきています。

近年、大規模な災害の発生を契機に、地域のセーフティーネットの役割を果たす町内会・自治会のあり方が見直され、みんなが支えあう地域社会の必要性が再認識されています。

このハンドブックでは、町内会・自治会の運営や加入を呼びかける基本的な方法をまとめましたので、参考にしていただき、住みよい地域づくりに向けた取り組みにお役立ていただければ幸いです。

令和6年(2024年)4月1日

東海市総務部市民協働課



2 町内会・自治会について

町内会・自治会は、地域や結成された時期によって名称が異なりますが、同じ地域に住む人たちが、お互いの親睦や交流を図りながら連帯感を培い、支え合い、助け合いながら自分たちの地域を安心して住みよいまちにしていくため、自主的に活動している任意の団体です。

市内に１０７の町内会・自治会があります。（R6.4.1 現在）

大規模な災害が発生した場合には、建物の倒壊、道路の寸断、通信の不通などにより、災害対応活動は市役所や消防・警察等の職員だけでは対応しきれず、地域での助け合いが必要となります。

日ごろから顔の見える継続的なつながりを持ち、災害や犯罪、地域に発生する様々な問題について、地域全体で事前に対策を練るなど準備を万全にしていく必要があります。



【町内会・自治会の主な活動】

住みよい地域づくりのために、日常生活に密着した次のような活動を行っています。

※地域によって活動内容は異なります。

●情報提供

市、学校、各種団体等からのお知らせをSNS、回覧板、掲示板、書類の配布等により役立つ身近な情報をお届けしています。



●交流、レクリエーション活動

盆踊り、敬老行事、お祭りなど地域の交流や親睦を深める活動をしています。



●環境美化活動

ごみ集積所の管理、地域清掃などきれいで快適なまちを作るための活動をしています。



●防災・防犯活動

災害に備えた自主防災会の結成・防災訓練、子どもや高齢者の見守り活動をしています。



●財産の維持・管理

集会所など共有財産の維持管理をしています。

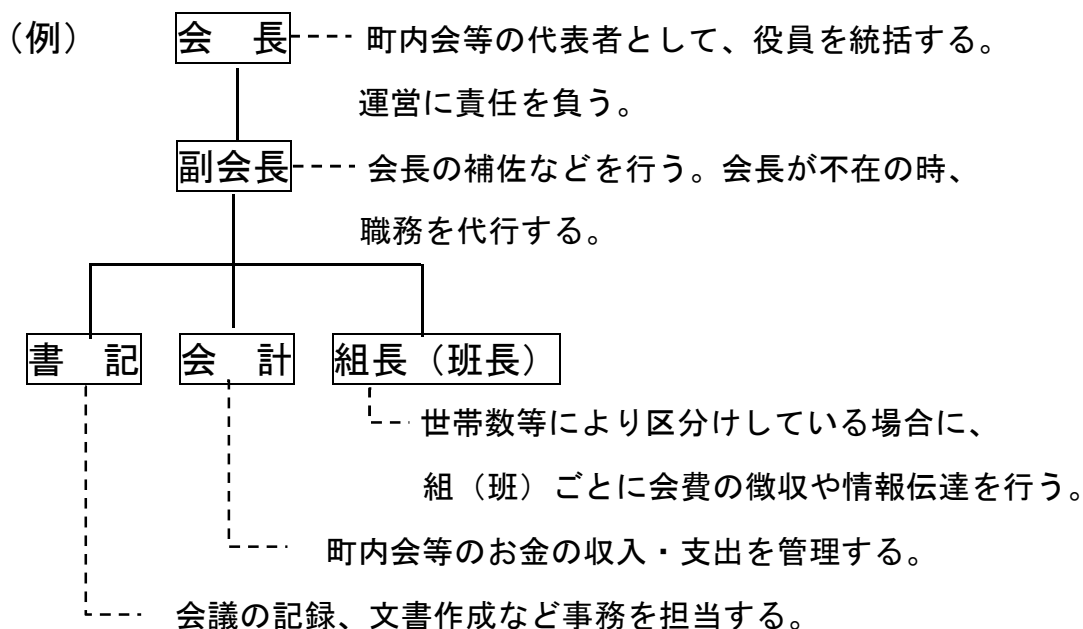
●地域文化の継承活動

伝統行事や地域文化の継承活動をしています。



【町内会・自治会の組織】

町内会・自治会の会長などの役員を地域で決めて、円滑に運営できるよう自治組織がつくられています。



※各役員は、兼務している場合があります。

【町内会・自治会の運営】

●会議

町内会・自治会は民主的な組織として運営されるために、会員の合意形成の場としての総会や、総会の議決にしたがって会の運営をするための役員会などがあります。

・総会

自治会の意思決定の再考の議決機関で、通常総会と臨時総会があります。

通常総会…1年間の事業報告や決算と新年度の事業計画や予算を決める場です。

臨時総会…緊急に解決すべき課題が発生した時など、必要に応じて招集します。

・役員会

総会の議決に従って、事業計画を実際に推進するための会議です。

・会計監査

監事は会計帳簿、領収書などの帳票類、預金通帳、決算書をもとに監査を行います。収支について適切に処理されているかどうか、関係の帳票を照合しながら、役員会や総会に報告される決算書の内容について事実確認します。

●予算と決算

町内会・自治会の自主的な活動を支えるのが予算ですが、構成員の数や活動内容によって、その規模はさまざまです。予算と決算は総会の議決を経て決定します。

・収入

会費、補助金、財産収入、寄付金などがあります。

※ 市からの各種補助金や交付金は、収入に計上してください。

・支出

大きく事務費と活動費に分けることができます。

支出した際には、必ず記帳と領収書など証拠種類を保存しておくことが必要です。

事務費…自治会の運営にかかわる全体的な支出です。

（具体的には、会議費、通信費、消耗品費、印刷製本費、備品購入費、修繕費、光熱水費、慶弔費、予備費などの科目があります。役員報酬がある場合も経費への計上が必要です。）

活動費…町内会・自治会の事業や活動にかかわる支出です。

●会則・規約

会則等は、組織の適正な運営のために欠かすことができないものです。会員で協議し、組織の規模や活動内容に応じて、実情に合った会則等を定めることが大切です。

3 町内会・自治会が抱えている課題

生活様式や価値観の多様化、少子高齢社会の進行、地域を愛する気持ちの低下などにより、町内会・自治会に加入しない人が増え続けています。

具体的には、「団体や活動のことがよくわからない」、「地域活動する時間がない」、「参加することや、役員になることに負担を感じる」、「自分にとってメリットがない」などの考えがあるようです。

また、高齢化の進行によって、町内会・自治会活動の担い手の高齢化、活動の参加者の減少、役員のなり手不足により、現在、活動している人の負担が増加するなどして、これまでの町内会・自治会活動を継続することが難しくなっているという問題が起きています。

さらに、町内会・自治会には、世帯単位で加入するケースが多いため、これまでは、様々な活動への参加を世帯で分担することができましたが、現在は、高齢単身世帯の増加や1世帯当たりの人数の減少、共働き世帯の増加などにより、活動に参加しづらくなったことも町内会・自治会の未加入や脱会の一因となっています。

すでに、町内会・自治会において、加入案内チラシの配布や未加入世帯への訪問などの加入に向け取り組まれている地域もあります。

市では市民窓口課と連携し、窓口で転入者に対して「ようこそ！東海市へ 町内会・自治会に加入しましょう」を配布し、町内会・自治会への加入を呼びかけています。

また、市ホームページからも申し込めるよう、町内会・自治会加入フォームを設けています。

多くの人に参加してもらうためには、町内会・自治会の役割を知ってもらうことが大切です。

4 町内会・自治会加入の進め方

●訪問するとき

町内会・自治会への加入を強制するのではなく、一人ひとりの力が地域づくりを支える力となることを伝えることが重要です。

●訪問人数

2～3名で訪問しましょう。相手に地域全体で取り組んでいるという信頼感を持っていただけます。

●訪問時期

新規転入者には…居住開始直後、間を置かずに訪問します。

既居住者には……イベントなどの開催に合わせて訪問します。

●訪問時間

夜間は避ける、休日の午前中は避けるなど、相手の対応可能な時間帯を考慮します。

●持って行くもの

あいさつ状（新規転入者用又は既居住者用）、加入案内チラシ、加入申込書、イベント案内チラシ（年間行事予定、活動内容等）、その他必要と思われるもの。（※別紙1～5参照）

●訪問

初回訪問……加入依頼のあいさつと資料を手渡すくらいで、5分程度で済ませるようにしましょう。

2回目訪問…1週間後ぐらいに再訪問し、加入申し込みを受けるくらいが良いでしょう。

●アパート・マンション居住者への働きかけ

オーナー、管理組合、販売会社、管理会社から町内会・自治会への加入を働きかけてもらいましょう。建設中のものについては、オーナーに対して、早めに加入促進の協力をお願いすると効果的です。

●加入促進事例

- 1 入居のタイミングに合わせて、訪問・説明し加入を働きかけた。
- 2 町内会・自治会の会長の電話番号、ファックス番号やメールアドレスを明記した加入案内チラシを未加入世帯に配布した。
(※別紙3参照)
- 3 町内会・自治会の作成した防災マップ及び防災グッズを、加入者に配布した。
- 4 町内会・自治会の活動状況を分かってもらうため、町内会・自治会の作成した広報紙や総会資料を配布した。
- 5 ごみ出しルールのチラシを配布して、トラブルを防止した。
- 6 外国の方でも地域の行事に参加できるよう英語のチラシを作成し掲示した。
- 7 公民館等に参加案内チラシを置いた。(※別紙4参照)
- 8 高齢者、独居者、特別な事情がある世帯などに役員を依頼せず、負担を感じないようにした。
- 9 地域行事へのお誘いなどスムーズに地域に参加できるよう環境づくりをした。

5 町内会・自治会に加入するメリット

- 1 多くの住民が町内会・自治会に加入することで、活動はさらに活発になり、より一層住みよいまちになる。
- 2 見守りやふれあい、支え合いの中で安心して暮らせる地域となる
- 3 暮らしに関わる身近な情報や町内会・自治会の行事など地域の情報が得られる。
- 4 突然の災害時に「〇〇さんがいない」というような、お互いの安否確認や救助活動に役立ち、いざという時に助け合える
- 5 地域の課題（防犯・交通安全活動や高齢者・子どもの見守りなど）に対し協力して取り組み、地域の目が事件や事故を未然に防ぐことになり、地域の協力・連携が大きな効果を生みます。
- 6 町内会・自治会が所有している集会所や備品が利用できる。



6 町内会・自治会活動Q & A

Q 町内会・自治会は、市役所の関係団体ではないのですか？

A 地域の発展及び地域住民生活の向上、並びに明るく住みよいまちづくりを目的とした地縁団体です。パートナーとして市の事業に協力することはありませんが、地域住民が自主的に結成し、運営している任意の団体です。

Q 町内会・自治会の地域は何を基準に区切られていますか？

A 特に明確な基準はありませんが、町・大字別、地区地域の特殊性、開発区域、大きな道路を境にするなど、区域の広さ、加入戸数もさまざまです。マンションやアパートごとに「自治会・町内会」が組織されている場合もあります。

Q 町内会・自治会に入らないといけないのですか？

A 町内会・自治会は、自主的な任意の団体なので、加入は強制ではありません。しかし、日ごろから地域内でコミュニケーションや相互の親睦を図って、連帯感を醸成し、明るく住みよい地域をつくるためには欠かせない組織です。より多くの住民の方が加入することで、活動が活発になり、より一層暮らしやすいまちに近づきます。

Q 町内会・自治会に加入すると、何かメリットがありますか？

A 住民の意見や要望を集約し、住民同士で協議することにより、共通意思の形成の場を作ることができます。

また、誰でも加入できるため、活動を通してさまざまな人や組織とのつながりが広がり、地域で交流や親睦が深まれば、顔見知りが増えて連帯感が高まり、防犯や災害など、いざという時にお互い助け合い連携しながら、地域が一体となって対応できます。

Q 災害時に町内会・自治会は何ができますか？

A 災害時には、道路の寸断や情報が遮断されたりする可能性があります。

また、大規模な災害が発生し被害が広範囲にわたる場合、行政や消防など公的な支援の手が回らないことが想定され、地域住民による被災者の救出や消火、安否確認が必要となります。日常的に交流する中で、いざというときに地域が一丸となり助け合うことのできる関係づくりが大切であり、町内会・自治会には、こうした役割が期待されます。

Q お隣に住んでいる人の顔が判らなくても困らないと思いますが？

A 防犯や災害など、いざというときに一番頼りになるのは、ご近所ではないでしょうか。町内会・自治会では、いざというときに助け合えるよう、人と人とのつながりを大切にしています。

Q 会長や班長などの役員には、必ずならないといけないのですか？

A ほとんどの町内会・自治会では、任期を設け、交代で役職を担っており、一人の役員に負担が偏らないように、役割分担をしています。

また、役員を務めることで新たな交流ができ、お付き合いが広がることもありますので、協力をお願いします。

なお、町内会・自治会によっては、一定の条件を決めて役職の免除を行っているところもありますので、会長にご相談ください。

Q 仕事が忙しくて帰りも遅く、町内会・自治会活動に参加できない場合どうすればいいですか？

A 町内会・自治会の活動は、みんなで協力し合っておりますので、それぞれの事情に合わせて、できる時に、できる範囲で参加・協力をお願いします。

Q 税金を払っているのだから、市が地域のことをしてくれるのではないですか？

A 住民のニーズが多様化してきたことや家庭や地域での新たな課題が多くなってきたことで、行政だけの対応は難しくなってきました。

そこで、町内会・自治会と行政の役割を分担しながら、地域の実態に沿った課題の解決に向けて、住民が主体となって取り組むことが求められています。地域での助け合いの取り組みは東日本大震災でも証明されたように、行政の手の届かない部分を補う意味からも必要です。地域住民が自ら考え行動することで、きめ細かなまちづくりができると考えています。

Q 個人情報情報は安全に管理されていますか？

A 市では、町内会長・自治会長の氏名、住所、電話番号など個人情報を市民協働課で保管し、業務上必要と認められる場合にこれらの個人情報を使用しています。また、民間業者などの第三者が町内会長・自治会長の連絡先を必要とする場合があります。第三者から市役所に相談があった場合は、会長の同意を得た上で、個人情報を提供します。無断で外部に個人情報を提供することはありません。

各町内会・自治会においても、個人情報保護法が適用されますので、会員の個人情報は、町内会・自治会の管理運営、地域行事の連絡、緊急時の安否確認など、目的の範囲内での利用に限定し、会長など役員で正しい管理に努めましょう。

Q ごみ集積場所の管理はどのようになっていますか？

A 市内には約2100ヵ所のごみ集積所があり、町内会・自治会など地域の方々に清掃などの維持管理をしていただいております。

ごみ散乱防止ネット、カラス除けテープが必要な場合や違反ごみの回収など、ごみ集積場所に関することについては、清掃センターへ相談をお願いします。

7 アパート等居住者からよくある質問と回答例

Q 長く住まないため、町内会・自治会に加入する必要はないのでは？

A ここにおられる間だけでも、隣近所の方と仲良くしていただければ、いざというときには親身になって助け合えると思います。

Q いろいろな行事に参加しなければならないのでは？

A 交流や親睦を深めるうえで、ぜひ参加していただきたいと思いますが、自由参加ですので、ご都合がつくときに参加をお願いします。

Q 住民票を移していませんが、加入できますか？

A この地区に住んでいる人であれば、加入できます。



令和 年 月 日

新規転入された皆さんへ

〇 〇 〇 〇 〇 町内会

会 長 〇 〇 〇 〇

ご あ い さ つ

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、この度、ご縁があり〇〇〇〇〇町内会区域にご転入されたことに対し、〇〇〇〇〇町内会を代表して心から歓迎いたします。

私ども〇〇〇〇〇町内会は、現在、住民の親睦と住みよい地域づくりに取り組んでおります。例えば、自主防災組織を運営し、災害時の避難支援や、日頃から防災用品などの備蓄、防災訓練を行うなど、いざというときの備えをしています。

また、私たちが毎日の生活の中で必要な、市からの行政情報の回覧や、地域住民のふれあいの場となる夏まつりなどを実施しているほか、子どもや高齢者の見守り活動、地域の安全を守る防犯パトロール活動、夜道を照らす防犯灯の設置要望なども行っております。

つきましては、一日も早く地域になじみ、隣近所との友好の輪が広がりますよう、町内会申込書をお届けしますので、是非ご加入いただきますようよろしくお願いいたします。

記

☆あなたの町内会は 〇〇〇〇〇 町 内 会 です。

☆あなたの所属する組・班は 組 班で、

☆班長さんは現在 さん (TEL) です。

いろいろ不明な点やお困りのことがありましたら、ご遠慮なく班長さんを経由して、町内会役員にお申し出ください。

令和 年 月 日

町内会区域にお住まいの皆さんへ

○ ○ ○ ○ ○ 町 内 会
会 長 ○ ○ ○ ○

ご あ い さ つ

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

私ども○○○○○町内会は、日頃から、住民の親睦と住みよい地域づくりに取り組んでおります。例えば、日頃から防災用品などの備蓄や、防災訓練、災害時の避難支援など、いざというときの備えをしています。

また、私たちが毎日の生活の中で必要な、市からの情報の回覧や、地域住民のふれあいの場となるコミュニティの夏まつりに町内会をあげて参加しているほか、地域清掃活動、子どもや高齢者の見守り活動、地域の安全を守る防犯パトロール活動などを行っております。

つきましては、隣近所との友好の輪に加わっていただき、住みよい地域づくりにご協力くださいますよう、お願い申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。

記

☆あなたの町内会は ○○○○○ 町 内 会 です。

☆あなたの所属する組・班は 組 班で、

☆班長さんは現在 さん (Tel) です。

いろいろ不明な点やお困りのことがありましたら、ご遠慮なく班長さんを経由して、町内会役員にお申し出ください。

表面

〇〇町内会

町内会 加入のご案内



町内会は、住民同士の親睦と住みよい地域づくりに取り組んでいます。

一日も早く地域になじみ、隣近所との友好の輪を広げるためにも、町内会へ加入していただき、地域の一員として住みよいまちを一緒につくりませんか？

町内会加入へのご理解とご協力をお願いいたします。

町内会長 〇 〇 〇 〇

東海市長 花 田 勝 重

お問い合わせ

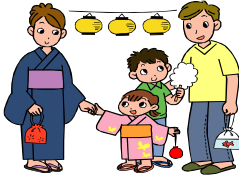
〇〇町内会 会 長 〇〇 〇〇 電話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

副会長 〇〇 〇〇 電話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

FAX 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

町内会の活動（予定）

※町内会・自治会毎に内容を調製します。

<交流> 	盆踊りや敬老行事など、子どもからお年寄りまで楽しい行事を実施しています。 盆踊り ○○月○○日（ ） 敬老行事○○月○○日（ ）	<防災> 	防災訓練などを行い、いつ起こってもおかしくない災害時の力強い味方になります。 防災訓練○○月○○日（ ）
<安心> 	子どもの見守り活動や防犯パトロールなど、みんなが安心して暮らせる活動をしています。	<快適> 	資源回収や清掃活動、ごみ集積場所の管理など、きれいで快適なまちづくりに取り組んでいます。 (下記参照)
<情報> 	行政情報や地域情報を回覧板などで、発信しています。	<自治> 	地域で困ったことがあれば、みんなで協力し、話し合って解決します。

ごみ回収について	燃えるもの	毎週○・○曜日
	資源プラスチック	毎月第○曜日
	不燃物	毎月第○曜日
	曜日と時間を守って出してください。	

町内会費

〇〇〇円／月

加入方法

会長へ電話による加入連絡をいただくか
 加入申込書を会長宅へFAX してください。

町内会・自治会、子ども会についてのご案内

お住いの地域の町内会・自治会、子ども会について詳しくお知りになりたい場合は、氏名、住所、連絡先をご記入いただき、町内会・自治会の役員の方へお渡しいただくか、市役所市民協働課へご提出ください。

※ご記入いただいた個人情報は、町内会・自治会、子ども会の案内に関する連絡のみに使用し、本人の同意なく第三者に提供することはありません。

フリガナ	
世帯主氏名	
住 所	
電 話 番 号	

■ 知りたい情報にチェックしてください。

☐ 町内会・自治会について	☐ 子ども会について	☐ その他（ ）
--------------------------------------	-----------------------------------	--

お住いの地域の町内会・自治会

〇〇町内会 会長名 〇〇 〇〇（令和〇年〇月〇日現在）

問合せ先

〇〇町内会〇〇 〇〇

電話：〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇、FAX：〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

E-mail：〇〇〇@◇◇◇◇◇◇◇◇

東海市役所 市民協働課

電話：052-603-2211 又は 0562-33-1111、FAX：052-603-4000

E-mail：chiiki@city.tokai.l(エル)g.jp

記載で
きる連
絡先が
あれば
掲載し
てくだ
さい。

あなたの参加が必要です。地域の全員でスクラムを組みましょう。

町内会・自治会、子ども会加入申込書

年 月 日

〇 〇 町内会長 様

フリガナ			
世帯主氏名			
住所			
電話番号		世帯人数	人
子ども会	☐ 加入を希望する	加入者名・学年	(年)
既に町内会・自治会に加入している場合⇒		町内会・自治会名	

私は、居住地区の（ 町内会・自治会、子ども会 ）に加入したいので、本書のとおり申し込みます。なお、下記「注 個人情報の取り扱いについて」にも同意します。

（注）個人情報の取り扱いについて

- ・ 御記入いただいた個人情報は、会員相互及び役員との諸連絡、町内会・自治会活動、災害時の避難、救助活動等の際に利用します。
- ・ 町内会・自治会では、活動及び運営を円滑に行うために会員名簿を作成し、関係者に配布しています。そのため、いただいた情報は会員名簿に掲載します。
- ・ 御記入いただいた情報は、上記の目的以外で使用したり、あらかじめ御本人の同意なく第三者に提供したりすることはありません。

〇 本書に必要事項を記入後、加入を希望する町内会・自治会、子ども会に提出してください。

市役所市民協働課でも受け付けます（メール、FAX可）。市から該当する町内会・自治会、子ども会（社会福祉協議会経由）に送付します。

〇 後日、該当する町内会・自治会、子ども会、市から連絡する場合があります。

問合せ先：東海市役所 市民協働課
 電 話：052-603-2211 又は 0562-33-1111
 F A X：052-603-4000
 E-mail：chiiki@city.tokai.^{エル}lg.jp